



HOKKAIDO UNIVERSITY

Title	フランス労使関係における多元構造の起源 :スト破り組合の誕生と衰退、1897-1929年
Author(s)	高井, 哲彦; Takai, Tetsuhiko
Citation	経済學研究, 53(3), 349-372
Issue Date	2003-12-16
Doc URL	https://hdl.handle.net/2115/5361
Type	departmental bulletin paper
File Information	ES_v53(3)_21.pdf



フランス労使関係における多元構造の起源

——スト破り組合の誕生と衰退, 1897-1929年——

高井 哲彦

1. はじめに

本研究では、労使関係の異物として嫌悪され無視されてきたスト破り組合を、「組織史」の新手法とフォンテヌブロー所蔵の1次史料を駆使して再発見する。ときに暴力的なスト破りは、第1次世界大戦を境に衰退していく過渡的組織をなしたが、経営者団体でも通常の労働組合でもないというその蝙蝠的性格は、1919年以降に林立する一連の「中間層」組合の先駆でもあった。こうした「中間的団体」は、フランス労使関係において第三極をなし、その後の多元構造を特徴づける¹⁾。

1-1 問題の設定

労働組合組織率の低下は、現代労働問題の大きな課題である。フランスは、フランス革命や1968年の五月革命、そしてストライキのイメージとは逆に、世界最低水準の組合組織率を記録する。しかし、労働界の未来について、過度に期待することも、過度に幻滅することも、正しくはないだろう。フランスにおける労働組合の歴史は1884年法以来120年足らずであり、その中で組織率が30%を越えたのはわずかな時期に過ぎないからである。クローズド・ショップやユニオン・ショップ条項（組合員のみが雇

入れできる）を持たないこともあるが、それだけではない。ホワイトカラー化の顕著な戦後はもちろん、労働組合生成期の20世紀初頭も、労働者階級という単一概念では説明できない。労働界は、常に収斂拡散を繰り返す存在として、その多極構造の実践を分析するべきである。そのもっとも極端な例が、主流派・労働総同盟（CGT）を正面攻撃したスト破り組合である。

スト破り組合は、黄色組合（syndicat jaune）とも呼ばれる。1900年頃に労働総同盟＝「赤色組合」（syndicat rouge）に対抗して作られたのが最初で、黄色のえにしだの花をシンボルにしたといわれている。従来労働史においては、労働運動といえば、労働総同盟がいつも主役とされてきた。それ以外の組合は、独立組合と大雑把に一括される。その中では、キリスト教系組合の活動が解明されているのに止まり、とくにスト破り組合については、史料の不足とテーマの反動性もあり、詳細が知られていない²⁾。ところが、1906年に活動していた組合のうち、4分の3の組合は、労働総同盟に加盟しない企業組合、スト破り組合、キリスト教系組合だった³⁾。スト破り組合は、労働組合史の陰の部分形成する重要な要素である。

2) Louise Battais, *Guide bibliographique : CFTC CFDT, 1884-1987*, Paris : Archives Confédérales CFDT, 1988 ; Jacques Tessier, *La CFTC : comment fut maintenu le syndicalisme chrétien*, Paris : Fayard, 1987.

3) Jacques Julliard, *Autonomie ouvrière*, Paris : Gallimard ; Seuil, 1988, pp.212-219.

1) 本稿における方法・史料の再考にあたり、国際文化会館・国際交流基金・新渡戸フェローシップによる欧州経営大学院 INSEAD（フォンテヌブロー）・ユーロアジアセンター（ベン・ベンサウ所長）での在外研究に深く感謝する。



図1 ピケを張る組合員，転倒するスト破り，縛り上げられる資本家

注記：左官工組合の機関紙に掲載されたメーデーのキャンペーン「5月1日に工事現場に残るのは資本家だけだ」。画面左下、ピケの内側で水溜りに転んで嘲られているのが、スト破り。

出典：L'Emancipé, avril, No.7, 1907. [CAC Fonds Picard].

1-2 研究方法

本稿では、現地でもアクセスの困難な1次史料を対象に、従来の職業組合史を組織論として見直し⁴⁾、新たに「組織史」を提起する⁵⁾。図像分析(図1, 図4)機関紙(図1, 表2), 「業界地図」(図2), 構成員統計(図3・5, 表2), 登録簿・定款(図4, 表1・8), 組織構造・組織関係(表3-7)などの新手法を駆

使して、とくに4つの方法的革新を試みる。

第1に、労使関係を経営者団体と労働者団体の二項対立に単純化せず、「中間的団体」を含む多元構造として考察する。このとき「中間的団体」は、スト破り組合、穏健派組合、職工長・技手・技術者団体など、経営者団体とも労働者団体とも異なる成り立ちを持つ一群の団体の総称とする⁶⁾。スト破り組合はその一部であるが、同時代の法学博士論文が黄色組合(1897-1909年)の指導者の著述や組規約を分析するに止まり、現代歴史家による先行研究は、ほとんどなかった⁷⁾。

4) フランスにおいて経営者団体と労働組合は、1884年法によって職業組合が合法化されたことにより誕生した双子の兄弟であり、組織に注目することによってこそ、その関係性と対比は明確になる。

5) 組織史には、経営史の伝統を継ぐと同時に、H. ミンツバーグなどを参照するパトリック・フリダンソンなどの試みはあるが、明確な方法論は確立していない。したがって、ここで提起する方法は本題材に沿った試論である。cf. Patrick Fridenson, 《Les Organisations, Un nouvel objet》, *Annales Economies Société Civilisation*, 44^e année, no.6, novembre-décembre 1989, pp.1461-1477.

6) 本稿で言うところの「中間的団体」は、経営者団体と労働者団体の間という意味であり、幹部総同盟(CGC)など、中間層団体の前身的存在である。市場と組織の間の「中間組織」とは別概念である。cf. 今井賢一・伊丹敬之・小池和男『内部組織の経済学』東洋経済新報社、1982年、pp.126-135.

第2に、言説（ディスコース）と実践（プラティーク）の相違を前提に、前者より後者を重視する⁸⁾。伝統的な労働史は、とくに組合の理念・指導者・制度を論じてきたが、機関紙・出版物などの活字資料からは、プロパガンダと歴史的事実を分別する史料批判に限界があった⁹⁾。また、ミッシェル・ペローに始まるストライキ史研究は統計分析を特徴としたが¹⁰⁾、成長過程の初期組合にとって組合員数や活動実績は、団体交渉で内外に組織力を誇示するためのプロパガンダの手段であるため、公表数値を鵜呑みにすることはできない。実践はたとえば複数の言説—組合指導者、支援学者、警察—の相違を分析し、組合員数は組合の自称数を警察の調査数

と比較し、他の印刷物の発行部数などから逆算して検証する必要がある。

第3に、従来の組合史のように各団体の時系列史を縦軸に追うだけでなく、団体間の構造・機能・関係を横軸にして比較することから、ビジネス・システム全体の変化を読み取ることを目指す。比較のため地域と産業としてとくに、全国のスト破り組合の事例の主流を占めるパリの建設業を中心に分析する。パリ建設業界を描いた業界地図（ビジネス・システム・マップ）も、業界構造を読み解く試みのひとつである（図2）。

第4に、新手法には新史料が必要であるため、現地での史料収集により新たな1次史料を分析する。主に現代文書センター（Centre des Archives Contemporaines：以下CAC）の労働省資料を用いる。CACは国立文書館のフォンテーヌブロー分館であり、一般閲覧が可能な本館と異なり、特別閲覧許可が必要な現代文書部門である。組合登録簿の閲覧許可がなければ、自らは史料を残さぬスト破り組合の分析は不可能であった。組合機関紙については、欠落の多い国立図書館雑誌室蔵書（一部はヴェルサイユ分館）を、CACのピカール文書（Fonds Picard）により補完している。国立文書館のルーベ分館にあたる労働界文書館（Archives du Monde du Travail）の企業文書 série AQも利用している。

2. 「スト破り」再考—フランスの初期形態から—

2-1 多元的労使関係における中間的団体

スト破りの歴史は労働組合の歴史と表裏一体であり、ストライキが存在する時代・場所には古今東西に存在する。

スト破りには、組織、集団、個人の3形態が考えられよう。第1に、本稿の対象とする労組生成期の初期形態は、経営者団体でも労働組合でもない中間的団体である。20世紀初頭のフランスでは後述のように4種類に分類でき

-
- 7) Maurice Gros, *Etude du mouvement syndical ouvrier en France : Syndicats Jaunes ou Indépendants*, Thèse pour le doctorat à la Faculté de Droit de l'Université de Dijon, Paris : Henri Jouve, 1904 ; Robert Warin, *Les Syndicats jaunes : Leur Histoire, leurs doctrines*, 1899-1908, Paris : Henri Jouve, 1908 ; Auguste Pawlowski, *Les Syndicats jaunes*, Paris: Librairie Félix Alcan, 1911 ; P. André Marsaudon, *Les Syndicats jaunes*, Thèse pour le doctorat à la Faculté de Droit de l'Université de Poitiers, Rouen : E. Guèrin, 1912. グロとマルソードンの著作は法学博士論文で、マルソードンの利用資料—指導者ビエティの著作など—はワランとパウロウスキとも重なる。
- 8) ピエール・ブルデュエ『実践感覚』みすず書房、1988, pp.82-104.
- 9) George Lefranc, *Le syndicalisme en France*, Paris : Presses Universitaires de France, 1973 (谷川稔訳『フランス労働組合運動史』白水社、1974年)；谷川稔『フランス社会運動史：アソシエーションとサンディカリズム』山川出版社、1983年。
- 10) Michelle Perrot, *Les ouvriers en grève, France 1871-1890*, Paris : Mouton, 1974, 2vols ; Stéphane Sirot, *Les grèves des ouvriers du bâtiment à Paris de 1898 à 1913, Mémoire de maîtrise à l'Université de Paris VII*, 1988 ; Yong-Jae Lee, *Syndicalisme de métier et syndicalisme d'industrie : Mutations et indentités des ouvriers du bâtiment dans les années 1880-1914*, Thèse à l'Université de Paris I, 1998.

る¹¹⁾。第1次世界大戦後から現在も支配的な第2の形態は、戦闘的運動に距離を置く未組織の労働者群である。積極的にスト破りをするわけではないが、組合自体に加入しないという選択である¹²⁾。20世紀後半の第3の形態は、米国の組合潰し屋 (union buster) や労務コンサルタント、日本の労務ゴロや労務屋など、専門家やその集団である。彼らは戦闘的組合と労働者の分断を図るプロであり、その専門性ゆえにいくつか資料も残っている¹³⁾。

20世紀初頭フランスの中間的団体は、意識・無意識に労使協調路線を取る労働組織として、大きく4つに分類できる。第1に、1884年の労働組合以前から存在する職人組合である。第2に、労働総同盟の組合主義に実力行使で対抗

する組織である。黄色組合がその典型である。第3に、スト破りは意図せぬながら労使協調的な第二組合である¹⁴⁾。キリスト教組合もその範疇に考えられることが多い。第4に、技術革新と企業変革により生まれた「中間層」の団体である。技手 (technicien) や中間管理職 (cadre) などが新たに組合を結成している。従業員組合など、ホワイトカラーの企業別組合も結成されている。

他方、戦闘的組合に加盟せず、強い確信なしにストライキに協力しない個人の存在も、無視できない。雇用主との個人的関係、金銭的な必要性、あるいは組合組織への反発から確信的にスト破りをする者は、「狐 (Renard)」と言われ、裏切り者として侮蔑された。こうした労働者の形成には、使用者側による職業訓練制度や勤続報労賞、そして労働裁判所や企業委員会などの検討も必要であろう。

2-2 スト破り組合の空間的立地と時期的区分

職業団体の空間的分布は、団体間の交流関係と地元地区とのつながりに基づくため、業界構造を反映している。たとえば、圧力団体の性格の強い団体は管轄者、発注者と恒常的接触が必要なため、経営者団体は行政機関の至近に立地する。また、構成員サービスを主眼とする団体は構成員の出入りの便が重要なため、労働者団体は労働者の居住地または職場地域に立地する。行政への圧力団体として動く労働者団体が行政地区に立地することがあっても、経営者団体や中間的団体は決して労働地区には立地しない。

図2は、パリ市の建設業界のビジネス・システムを、職業団体の空間的分布により表した「業界地図」である。ここでパリ市は、行政地区 (4区・7区)、商業 (16区)・文教地区 (5・6区)、労働地区 (10区) の3つに大分類できるが、経営者団体は行政地区、中間的団体は商業・文教地区、労働者団体は労働地区に立地する傾向がある。たとえば、全国建設土木連盟や土木業者組合などはセーヌ県庁 (4区)

-
- 11) ただし、英国の strikebreaker など、ストライキに実力行使で即応する団体のみをスト破りと呼ぶ傾向がある。企業別組合やホワイトカラー組合など、恒常的で穏健な労使協調組合は、通常はスト破り組合に分類されることが少ないが、本稿ではより広義に分析対象とする。
 - 12) 都留康『労使関係のノンユニオン化』東洋経済新報社、2002年、pp.11-25。
 - 13) 渡辺勉の日米比較によれば、組合潰しは3種に分類できる。第1に経営側弁護士の下働き、第2に企業人事・労務畑出身の独立業者 (組合未加盟の従業員が多数派になるように組合の団体交渉権獲得を妨害する対抗的組織化工作、団体交渉の場で組合側交渉委員に圧力をかけ嫌がらせをする)、第3に争議に暴力介入する暴力団・右翼である。渡辺勉「あとがき一解題を兼ねて」マーティン・ジェイ・レイヴィット テリー・コンロウ 渡辺勉・横山好夫訳、『ユニオン・バスター』緑風出版、2000年、p.450-451。
 - 14) 日本における「垂直的・階層的職能を中心とする対立」に基づく第二組合の成立は、フランスにおける中間的団体の成立と共通点が多い。「組合分裂は、一方では、熟練工・年功者層・基幹労働者層・上級学歴者・職員と未熟練工・青年層・一般労働者・下級学歴者・工具の対立といういわば垂直的・階層的職能 (組織的職能) を中心とする対立と、他方では、部課係・工場・職場・組といった過程的職能 (財務・雇用・購買・加工・販売) 編成場所別対立が複雑に交錯している」。藤田若雄『第二組合』増補版、日本評論新社、1960年、pp.147-148。

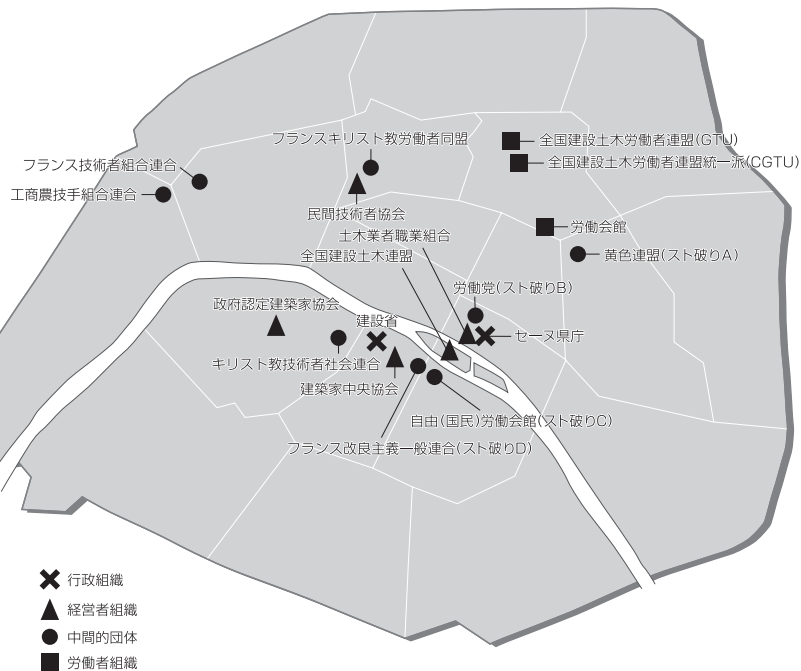


図2 パリ建設土木業界地図：組織関係を空間的分布に反映したビジネス・システム・マップ

注記：各団体の登録簿・年鑑・機関紙より作成。地図は一覧のため、年代の異なるものも合わせて描いている¹⁵⁾。

15) 原語団体名と住所は以下の通り。カッコ内に出版史料の年号を記した。Bourse du Travailには、「労働取引所」(谷川稔)や「労働組合会館」(『小学館ロベール仏和大辞典』)という訳語もあるが、組合本部機能から「労働会館」と訳出した。[Jaunes] Bourse Libre du Travail = Fédération des Jaunes (1903), 14, rue de la corderie, XIe ; Parti du Travail (1907-1914), Bourse Libre (National) du Travail (1911-1919), 12, rue Grégoire de Tours, Ve ; Union Générale des Syndicats Réformistes de France (1919), 12, place d'Aligle, XIIe ; (1925) 35-37, rue Bonaparte VIe ; (1929) 48, rue des Vinaigries Xe. [CGT/CGTU] Bourse du Travail (1901), Chateau d'eaux, Xe ; Fédération Nationale des Travailleurs du Bâtiment et des Travaux Publics (Confédération Générale du Travail: 1924), 211, rue La Fayette, Xe ; Fédération Nationale des Travailleurs du Bâtiment et des Travaux Publics (Confédération Générale du Travail Unitaire : 1924), 33, rue de la Grange-aux-Belles, Xe. [CFTC/UCF] Confédération

Française des Travailleurs Chrétiens (1914-1919), 14, boulevard Poissonnière, IIe ; (1921-1938) 5, rue Cadet, IXe ; Union des Corporations

Française (1926), 10, rue du Havre, IXe. [Ingénieurs] Société des Ingénieurs Civils de France (1928), 19, rue Blanche, IXe ; Union des Syndicats d'Ingénieurs Français, 13, avenue de la Grande-Armée, VIIIe ; Union Sociale des Ingénieurs Chrétiens, 18, rue de Varenne, VIIe ; Union Syndicale des Techniciens de l'Industrie du Commerce & l'Agriculture (1924), 21, rue de Presbourg, XVIe ; (1925) 23, rue la Boétie, VIIIe. [Architectes] Société des Architectes Diplômés par le Gouvernement (1915), 59, Rue de Grenelle, VIIe ; Société Centrale des Architectes (1915), 8, rue Danton, VIe. [Patrons] Fédération Nationale du Bâtiment et des Travaux Publics (1924), 3, rue de Lutèce, IVe ; Fédération Parisienne du Bâtiment et des Travaux Publics (1924), 3, rue de Lutèce, IVe ; Syndicat Professionnel des Entrepreneurs de Travaux Publics (1924), 9, avenue Victoria, IXe. [Administration] Préfecture de la Seine, 4, rue Lobau, IVe ; Ministère des Travaux Publics (1928), 244, 246 et 248, Bd Saint-Germain, VIe.

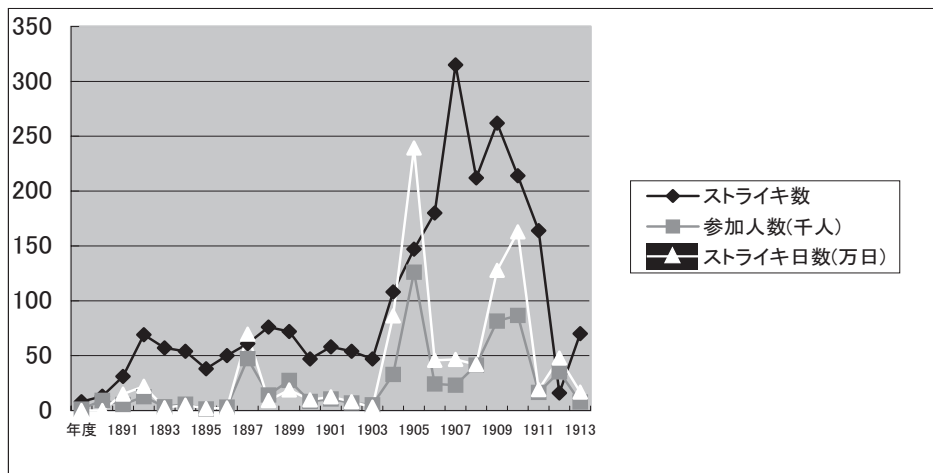


図3 ストライキの増減 (1890-1914年)

出典：Statistique des grèves et de recours à la condition et à l'arbitre survenus pendant l'année..., Office du Travail, t. I-XXIX, Paris, Impr. Nationale, 1891-, cit. in Yong-Jae Lee, *Syndicalisme de métier et syndicalisme d'industrie : Mutations et indentités des ouvriers du bâtiment dans les années 1880-1914*, Thèse à l'Université de Paris I, 1998, p.504 より作成。

近接、建築家中央協会は建設省（6区）近接と、発注者のすぐ近くにある。対照的に、労働総同盟系の労働者連盟や労働会館などは、行政地区から遠く離れたパリ北部の労働街（10区）に位置している。経営者とも労働者とも一括できない中間的団体は、フランス技術者組合連合、工商農技手組合連合のように凱旋門・シャンゼリゼ周辺の商業地区や、キリスト教技術者社会協会のようにサンジェルマン＝デプレ・カルチェ＝ラタン周辺の文教地区に立地する。

重要なのは、一見労働組合の体裁を持ちながら労働地区に立地しない労働者団体があることである。実はこれこそがスト破り組合である。裏切り者、利己主義者と罵られるスト破りは、主流派の労働組合とは共存できず、労働地区の外に本部を構えるためである。しかも、スト破り組合は、設立年度が新しいものほど、北部の労働地区から離れて南下していき、行政・商業・文教地区に本部を置く傾向が見られる。たとえば、1903年設立の自由労働会館＝黄色連盟（スト破りA）は労働会館近くの11区にあったが、1907年に活動の盛んだった労働党（スト

破りB）はセーヌ県庁や全国土木業者連盟の近くの右岸4区に位置し、1911年設立の自由労働会館（スト破りC）や1919年設立のフランス改良主義一般連合（スト破りD）は、左岸文教地区に本拠を構えるようになった。スト破り組合の立地の変遷は、その性格が暴力装置から穏健な第二組合に変化した経緯と重なる。業界地図（ビジネス・システム・マップ）はこのようにして、文書史料だけでは読めぬ業界構造を、空間的分布によって浮き彫りにする。

次に、時期的区分である。スト破りがもっとも必要とされる時代は労働組合の全盛期であり、スト破りの研究は労働運動の黄金期を分析することとなる。ストライキ統計（図3）では、1898年、1906-1908年、1911年にピークがある（1908年は小規模ストライキの頻度のみ増加する）。これはスト破り組合の設立時期と重なる。事実、黄色組合は1898年に設立され、労働党は1907年に労使混合大会を組織し、自由労働会館は1911年に設立される。本稿ではとくに、フランス黄色連盟とその前身（1897-1909年）、自由（国民）労働会館（1911-1920

年), そして大戦をはさみ, 改良主義組合(1919-1929年)の3つの時期について, スト破り組合の興亡を分析する。

3. スト破り組合の第1世代: フランス黄色連盟とその前身(1897-1909年)

最初の黄色組合については1897年の従業員組合, 1898年の出版労働者組合, または1899年のクルーズー共済組合(Société de secours mutuels du Creusot)とモンソー・レ・ミヌ黄色組合(Syndicat jaune de Montceaux-Mines)の少なくとも3説があるが, 1901年の自由労働会館と1902年のフランス全国黄色連盟が, 最初の統合組織であることは疑いえない。

第1に, 黄色組合の第1世代を「キリスト教民主主義者や聖職者によって組織され, 宗教的傾向を持つキリスト教組合」とする説がある¹⁶⁾。そこでは, 1897年にイエロン(Hiéron)がパリ¹⁷⁾に設立した従業員組合を最初の黄色組合として挙げられる。職業紹介所という職業的目的, 協同組合という経済的目的, そして調査委員会と雑誌刊行という社会的目的の3つの目的をもっていた。機関紙『従業員(L'Employe)』を持ち, 1899年には労働審議会選挙に招かれ, 1900年には万国博覧会に参加して銀メダルを受け, 1902年には2342人の組合員を数えた。

もう1人の法律家グロ(Gros)は, 1898年にクッフエ(Keuffer)が設立した出版労働者連盟を最初の黄色組合に挙げる¹⁸⁾。ここではパウロウスキの指摘する1898-1899年設立の出版(600人), 金属(600人), 建設(200人), 住宅(150人), 室内装飾(80人)の5組合と同

様, 出版労働者が重要な役割を担ったことが注目される。これらの5組合は, 機関紙『組合の声(L'Echo des syndicats)』を共有することにより連帯していた。金属組合は, 1901年に調査委員会を設け, 使用者と労働者の組織や賃金, 年金基金, 低家賃住宅などを考察した¹⁹⁾。

3-1 独立労働会館からフランス黄色連盟(1902-1909年)へ

モンソー・レ・ミヌ黄色組合とクルーズー共済組合は, 1899年のストライキにおいてスト破りを行った²⁰⁾。モンソー・レ・ミヌ黄色組合を指揮したラノワール(Lanoir)こそ, 1901年にパリで独立労働会館(Bourse du Travail Independante)を設立した指導者である。1901年4月20日には機関紙『労働連合(Union ouvrière)』も創刊された。独立労働会館は, 戦闘的指導者ピエール・ビエティ(Pierre Biéty)がラノワールの次席として加わることで, 黄色連盟に大きく発展する。1902年大会には, 317組合と100,000人の労働者が参加したとピエティは述べている²¹⁾。

ビエティは, 1899年ドゥー県のストライキ主導と1900年ジロマニのストライキ支援で名を馳せた社会主義党の幹部だったが, 1900年イヴリイ大会での対立を契機に社会主義党を除名され, 逆に独立労働会館に身を投じてスト破りに転向し, フランス黄色連盟の支柱となる²²⁾。ビエティの参加した1902年大会から1909年大会まで, 黄色連盟は目まぐるしい変遷を遂げる。

19) Auguste Pawlowski, *Les Syndicats jaunes, op. cit.*, pp.12-13; André Marsaudon, *Les Syndicats jaunes, op. cit.*, p.33.

20) Auguste Pawlowski, *Les Syndicats jaunes, op. cit.*, pp.18-19.

21) Pierre Biéty, *Le socialisme et les Jaunes*, Paris, 1907, p.6 *cit.* in André Marsaudon, *Les Sydicat jaunes, op. cit.*, p.38.

22) Robert Warin, *Les Syndicats jaunes, op. cit.*, pp.14-15.

16) Auguste Pawlowski, *Les Syndicats jaunes, op. cit.*, pp.10-11; André Marsaudon, *Les Syndicats jaunes, op. cit.*, p.32.

17) 14, rue des Petits Carreaux, Paris.

18) Maurice Gros, *Etude du mouvement...., op. cit.*, pp.121-122.

表1 スト破り組合の目的・資格・活動

団体名	目的	組合員資格	組合費	活動	特記事項
黄色連盟 (1902-1909)	1. 産業・地域・職種ごとの労働組合、農業組合、経営者組合の組織、 2. 国民利益のための諸組合の結合、 3. 労使の恒常接触による労使協調、 4. 行政に対しての要求、 5. 全労働者、全同業者、加盟員全体への社会経済的連帯（1条）	労働組合、経営者組合、農業経営者組合、農業労働者組合、職能組合連盟、学習サークル、黄色団体	個人組合費 2フラン	職業紹介所、機関紙	（ストライキ）1. 黄色組合のストライキは文面要求の上、返答を15日以上待つと誓う、 2. 経営者の工場閉鎖は、文面で15日以上前に通告すると誓う、 3. ストライキ時、黄色組合は暴力を振るわず、経営者はストライキ参加者を解雇しない（25条）。
労働党：パリ・セーヌ県建設業現場監督・職工長職業連合（1912-1914）	1. 組合員の社会的経済的利益の検討と保護、 2. 組合員の就職支援と生活改善、 3. 同業者の職業利益のみの追求、 政治的・宗教的介入の排除、 労使協調による要求実現（2条）	職業資格を証明できるすべての者	入会金 5フラン、年会費 20フラン	職業紹介所	労働党傘下の配管工・屋根葺工・トタン工独立組合は、1907年に第1回建設業労使混合大会を主導。
自由（国民）労働会館 (1911-1920)	同職労働者の仲間と連帯の強化、パリ自由労働会館とセーヌ県自由組合職業連盟への加盟（4条）	1. 年齢・国籍によらぬ全労働者、ただし別記賃金以下の労働禁止（5条）、 2. 不名誉な前科なし（7条）、 3. 組合員2名の紹介、 4. 見習も加入可能。	月組合費 1フラン（1911年）、 1.25フラン（1913年）	職業紹介所、職業図書室、疾病保険、機関紙、兵士義援金	（ストライキ）直接行動の前に、自由労働会館の調停委員会に委ねる。和解不成立なら組合員投票を行う。10分の8の賛成をもってのみストライキを行う（19条）。

出典：Statuts du Syndicat Jaune cit. in Robert Warin, *Les Syndicats jaunes, op. cit.*, pp.214-215 ; *Status de l'Union professionnelle des chefs de chantier et contremaîtres des industries du bâtiment de Paris et du Département de la Seine*, reçus à la Direction du Travail le 11 novembre 1912, 12p. [CAC TR5779 (786)] ; *Principes fondamentaux du Syndicat libre des compganons maçons, briguteurs, limousinats et aides du département de la Seine*, reçus le 20 décembre 1911, 7fols. [CAC TR5791(798)] より作成。団体名のカッコ内は出典史料の年度、目的、組合員資格、特記事項のカッコ内は定款条項。

1902年4月1日、ビエティはラノワールと袂を分かち、フランス全国黄色連盟（*Fédération Nationale des Jaunes de France*）をパ

リに設立する（表1）²³⁾。マニフェストは

23) *Ibid.*, pp.43-46.

表2 赤色組合と黄色組合—黄色連盟の宣伝から—

「赤色」は没収を求める。	「黄色」は参加を求める。
「赤色」、それは狂信的で暴力的である。	「黄色」、それは自覚があり自由な労働者である。
「赤色」は財産を破壊する。	「黄色」は財産を手に入れる方法を労働者のために要求する。
「赤色」は革命政治家と結託し、経営者や工場と敵対する。	「黄色」は経営者との連合を奨励し、工場を破壊し労働界を搾取する政治屋や扇動者を追い払う。
「赤色」は市と国の補助金を懇願して陰険に機能し、納税者に生活の面倒を見せらう。	「黄色」は自尊心と独立性を保つ。
「赤色」は政治的ストライキにより、自分や同志の家庭を破壊する。	「黄色」は合法的な要求をして、仕事を止めることも、子供達を飢えさせることもない。
「赤色」は暴力と圧政を行使用する。	「黄色」は圧政を憎み、自由のために戦う。
「赤色」、それは否定者であり、反逆者であり、破壊者である	「黄色」、それはキリスト教信者であり、良い仲間、皆の幸福の創造者である。

出典：「*Rouges et Jaunes*», *Le Jaune, s.d.* (vers 1904-1909) *cit.* in Auguste Pawlowski, *Les Syndicats jaunes, op. cit.*, pp.161-164; Maurice Gros, *Etude*

50,000部印刷され、40,000部はパリで配布されたという。1902年6月1日—1902年8月末には3ヶ月のみであるが、機関紙『独立労働者

(Ouvrier indépendant)』も発行された。しかし、組織基盤は不安定で、1903年1月には独立労働者職業組合連盟(Union Fédérative des Ouvriers et Syndicats Professionnels Indépendants)、同年7月には自由労働会館(Bourse Libre du Travail)、1904年にはフランス黄色連盟(Fédération des Jaunes de France)と、財政難も加わり改組を続ける。

黄色連盟は、社会主義を名乗っても、定款25条のストライキ規定でも明白なように、スト破りであることに変わりはない(表1)。機関紙で自らを労働総同盟と対比させた宣伝記事は、黄色連盟の性格をよく表している(表2)。

ビエティによれば、1904年大会には32万人、214組合、1905年大会には20万人、396組合、1907年大会には37.5万人、439組合が参加したという(表3)²⁴。しかし、1904年大会の参加者数32万人と、同年に印刷した綱領5000部の間には開きがあり過ぎる。これらの数字はプロパガンダとしてかなり過大に描かれている可能性が強い。また、1909年以降に活動の痕跡が消えることを考えると、1907年まで参加数が拡大し続けていることも疑わしい。1904年大会の参加者3.2万人をビエティの記述通りに肯定するマルソードンですら、1904年以降については「組合数について確な資料はないが、組合員数増加に障害があったのは疑いえない」

表3 独立労働会館(1902年)と全国黄色連盟(1904-1907年)の年次大会の主催者統計

大会年度	組合員数	労働会館	労組連盟	労働組合	使用者組合	農業組合	黄色組織	協同組合	共済組合	新聞雑誌
1902	100,000	—	—	317	—	—	—	—	—	—
1904	322,000	8	20	204	7	—	28	—	2	—
1905	200,000	9	18	396	41	27	16	5	19	4
1907	375,000	—	37	439	11	76	53	148	—	12

出典：André Marsaudon, *Les Syndicats jaunes, op. cit.*, p.38; p.45; p.49; pp.51-52.

24) André Marsaudon, *Les Syndicats jaunes, op. cit.*, pp.51-52.

表4 第1回建設業労使混合大会参加の労働党傘下団体(1907年)

労働党		組合員数	
独立労働組合連合(パリ)		15,852	
商業	フランスセールスマン連盟組合	5,108	
建設	配管工・屋根葺工・トタン工独立組合	270	
	建具工自由組合	185	
	建設塗装工・塗装装飾工友愛組合	39	
	工業労働者独立組合	123	
工業	従業員友愛組合	115	
	金属工独立組合	93	
	ガス器具工独立組合	76	
	機械工独立組合	43	
	イヴリイ工業従業員独立組合	39	
	ブリキ工独立組合	37	
	旋盤工・蛇口工独立組合	29	
	工業写真工独立組合	17	
	独立労働会館(リヨン)		4,000
	自由労働会館(カン)		184
独立組合連合(グルノーブル)		226	

出典：Compte rendu du Premier congrès national mixtes des industries du bâtiment et de celles qui s'y rattachent, Parti du Travail, les 28 février, 1^{er} 2 et 3 mars 1907, pp.38-40 より作成。

と認めている²⁵⁾。

1908-1912年時点の同時代文献では、1909年以降の活動は記録されていない。マルソードンは「1909年以後大会は開かれていない²⁶⁾と指摘している。労働総同盟の伸張とともに、使用者の手先と言われた黄色連盟が縮小を余儀なくされたことが理由である。パウロウスキは「黄色組合が長期間存続するとは思えない」と認めた上で、黄色連盟の思想的影響のみを期待している²⁷⁾。少なくとも連盟としての活動は、1909年以降停滞したと推測される。しかし、スト破り組合は、ナショナリズムとも結びつき、もう

一度再生する。

3-2 労働党=労使混合大会(1907年)

スト破り組合の別の試みとして、経営者組合でも労働者組合でもない労使混合組合を作ろうという試みもあった。元々、1884年法で経営者組合と労働者組合が誕生し始めるまで、職人組合(コンパニオナージュ)では親方・職人・徒弟が混合していた。労働党(Parti du Travail)は、定款で「労使協調」を謳っていたが(表1)、労使の組織的絆を強める方法として労使混合の団体結集を目指した。1907年には、セーヌ県知事の仲介で全国建設土木連盟と共催し、第1回建設業労使混合大会を開催した(表4)。それは、労働総同盟=赤色組合が1906年のアミアン憲章を掲げ、政党・国家から独立する労働組合主義(サンディカリズム)を宣言した翌年だった。労働党からは、1912年にもパリ・セーヌ県建設業現場監督・職工長職業組合が新設されているが、その数は153人に過ぎず、大規模なものにはならなかった(表1)。労使混合団体という企てはその後拡大を見せずに、技術者団体などの新しい中間的団体に取って代わる。

4. 自由(国民)労働会館(1909-1920年)

自由労働会館(Bourse Libre du Travail)は、建設業ストライキが進行中の1911年12月16日に、パリで設立された。ピエール=ルシアン・ベルナル(Pierre-Lucien Bernard)、通称ランベール(Lambert)が、「複数の土木業者と談合し²⁸⁾、スト破り組合の連合体として結成したと言われる²⁹⁾。1909年のマルセイユに始まるこの自由労働会館こそ、赤色組合(=

28) Note de la Prefecture de police, 25 février 1918 [CAC TR5007].

29) Registre de la Bourse nationale du travail reçu par la Directeur du Travail, le 22 juin 1920 [CAC TR5007].

25) *Ibid.*, pp.100-101.

26) André Marsaudon, *Les Syndicats jaunes*, op. cit., p.55.

27) Auguste Pawlowski, *Les Syndicats jaunes*, op. cit., p.148.

労働総同盟)に敵対する黄色組合だった³⁰⁾。これはこの時期、労働総同盟の組合員が100万人を超えたこととも対応している³¹⁾。1900年の黄色組合と直接の連続性はないと思われるが、自由労働会館傘下のセメント工組合や左官組合などの印章を見ると、(黄色組合のシンボルの)エニシダを想起させる草花模様が使われ、他の労働組合と比べ、ややブルジョワ的な装飾性をもっていることがわかる(図4)³²⁾。

闇に包まれたスト破り組合であるが、手がかかりはある。1918年3月11日、フランス社会調査の父、P.-F.ル・プレ(P.-F. Le Play)が設立した社会経済学会では、「自由労働会館とその社会運動」というタイトルで講演会が行われた³³⁾。この講演録は、元下院議員のプラシュ(L. Prache)が、ベルナルらの執行部からの情報提供により、スト破り組合の思想と活動を、自由労働会館を賞賛する立場に立って報告した貴重な史料である。創設者のベルナルも出席し、彼の活躍が述べられる度にしばしば満場の拍手喝采を受けた。いうまでもなく、ル・プレ学派は、19世紀末から20世紀初頭の労働者の生活をもっともよく研究した、先駆的な研究者集団として知られる³⁴⁾。司会は、パリの

大工の調査で知られるデュ・マルサム(du Maroussem)³⁵⁾で、同じく労働調査で有名なデュヴァル=アルヌー(Duval-Arnould)も質問に立っている。プラシュの講演は、外部からは不透明な自由労働会館がどのような活動を展開していたかを、スト破り支援者の視点から伝えられる。

4-1 自由労働会館の誕生—当事者・支援者の言説から—

1909年にマルセイユ、1911年にパリで設立された自由労働会館は、1912年にはリヨン、リールを加え、全国に4つの会館を持つに至る。彼らは元々は労働総同盟に属していたが、「労働総同盟が国内での革命運動のみならず国際労働運動とアナーキズム運動の政治性をはらむ」に至って、労働総同盟から決別し、自由労働会館を設立した。その目指すものは、「資本と労働の協調を維持」し、「産業の安定を保証」することである。それは、資本主義の論理のみならず、戦争に刺激されたナショナリズムの興隆とも結びつく。「インターナショナルを倒せ！フランス万歳！」、「革命的圧政を倒せ！労働万歳！フランスのために生産しよう！」³⁶⁾。これは彼らが第1次世界大戦前から宣伝ビラの結びの言葉として用いた言葉であるが、戦後3年後の1918年、社会経済学会の講演会でも、紹介されると同時に聴衆から共感のこもった拍手がおこったと議事録に記録されている³⁷⁾。

1909年にマルセイユで自由労働会館が開始

30) Note pour M. Bergeron (l'enseignement sur l'Union libre des contremaîtres et chefs de chatiers de la Seine), note émanant probablement des services de la Préfecture de la Seine, s.d. (vers 1916-1920) [CAC TR5007].

31) A. Kriegel, J.-J. Becker, 1914 *la guerre et le mouvement ouvrier français*, Paris, Colin, 1964, p.200-207.

32) Registre du Syndicat national des travailleurs des cimentiers, reçu le 23 juin 1920 [CAC TR5782(789)]; Registre du Syndicat national des compagnons maçons, plâtriers, limousinants et aides de la Seine, reçu le 23 juin 1920 [CAC 5791(798)]. 諸組合のプロパガンダ戦略については別稿で論じる。

33) *La Réforme sociale, Bulletin de la Société d'économie sociale et des unions de la paix sociale*, 38^eannée, Tome LXXV de la collection, Nos 57 et 57, 1-16 mai 1918, p.277-292.

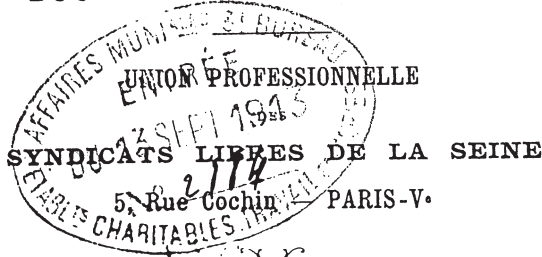
34) ル・プレ学派については、広田明「フランス革命以後における中間集団の再建—ル・プレ学派を中心として」『土地制度史学』32巻3号, 1990年, p.1-15を参照のこと。

35) *La Question Ouvrière*, 1891 や *Charpentiers Independants de Paris*, 1891 で有名。

36) Le tract de la Confédération nationale du travail contre le chômage du 1^{er} mai, 1^{er} mai: Pour l'ordre - pour la paix sociale, mai 1920 [CAC TR5007].

37) *La Réforme sociale*, 1-16 mai 1918, p.279.

BOURSE LIBRE DU TRAVAIL

No. M^e 2884

STATUTS GÉNÉRAUX



図4 自由労働会館定款 (1913年)

注記：Status généraux du syndicat libre des travailleurs réunis des cimentières et parties similaires, reçus à la Direction du travail le 16 septembre 1913 [CAC TR5782(789)]. 自由労働会館共通の定款に、セメント工・同類職再統合自由組合の印鑑を押し、組合費1フランや理事署名などの個別事項を手で書き込んだる。

した組織的なスト破りは、次々にストライキの息の根を止めていった。コンコルディア社とマドレーヌ社に対する組織的ストライキを終了させ、ついには登録船員のストライキをも止めた。

「諸君は何を得ようとしているのか？ 彼ら(労働総同盟：訳者注)は諸君をどこに導こうとしているのか？ 彼らが指揮するこの闘争がどんなに危険か、諸君にも分かるだろう。それは、我々の職業的利益を脅かすだけでなく、こ

のフランスをも脅かす危険なのだ」³⁸⁾。

スト破りは、登録船員の集会でこのように扇動し、スト破りの組合を新しく組織することによって、「労働者の間に平和を取り戻した」。下層労働者の職の不安を刺激し、利己心をナショナリズムという大義に包んで正当化するのが、スト破りのプロパガンダ戦略である³⁹⁾。その戦略はとくに戦争の前夜と戦後に成功を収める。これが自由労働会館の始まりだった。

アルジャントゥイユの金属工場のスト破りはもっと徹底的だった。この工場では、職工長頭が他の職工長の反発を受けて、数ヶ月間のストライキで工場が機能停止に追い込まれた。そこで経営者は、自由労働会館にスト破りを要請することを思い立ったのだった。自由労働会館は、早速、80名のスト破り集団を閉鎖された工場に動員した。再開は容易なことではなかった。ストライキ労働者は、工場周囲にピケを張るのにあたって、非暴力抵抗の戦略を取った。男たちは背後に下がり、妻と子供たちが輪になって、スト破りたちが工場に突入するのを阻んだのだ。しかし、スト破りたちは、「労働と産業とフラ

38) Ibid., p.279.

39) 現代のアメリカや日本のスト破りでは、戦前期フランスのようなナショナリズム利用は減るが、下層労働者を組合から離反させる説得工作にもっとも力を入れることは変わらない。「ユニオン・バスターが下級職制訓練で話している内容は、実に日本と似かよっている。組合の行う争議行為、組合財政、組合費、組合スキャンダルと腐敗などに焦点を当てて組合攻撃を開始する」。渡辺勉 (M.J. レビット) 『ユニオン・バスター』 p.448.

ンスの利益はストライキの利益に優越する」との大義を掲げ、「勇敢に」（プラシュ元下院議員の表現）、労働者の家族を排除して工場に踏み入り、操業再開を強行したのだった。

自由労働会館は、このような容赦ないスト破りを目的としながら、それでも、プロレタリアの利益を代表する新しいタイプの「労働組合」として自称した。彼らは次のように宣言する。「自由会館は、所属組合の職業的利益を守り、労働者階級の幸福感の向上を追及することを目的とするが、職業的問題において、直接行動やサボタージュやプロレタリアに属さぬ者の干渉を許さない」。

自由労働会館は、主流であり敵である労働総同盟所属の「赤色組合」を模範に、組織機能を整備する。会館は、図書室、徴兵手当・疾病保険、職業教育、機関紙等の諸装置を、労働省宛に報告している⁴⁰⁾。図書室には350冊の蔵書を持つ。疾病保険基金は、第一次世界大戦中は徴兵された組合員の救援金にあて、終戦後は疾病保険に戻った。大戦前は職業教育も実施したが、1920年時点では再開されていない。

労働総同盟の戦闘的ストライキに対抗するスト破り組合である以上、労使交渉に関する規定は独特である。曲りなりにも労働組合の体裁を取るため、ストライキの可能性は完全には否定していないが、労使間に問題があったとき、自由労働会館に加盟する労働組合は、経営者に直接行動を取ることは許されていない。手続きは以下の3段階である。労使問題があった場合、第1にまず、労働組合ではなく、自由労働会館の調停委員会に調停を委ねる必要がある。そして第2に、和解のすべての努力が尽くされた後に、レファレンダムを行う。第3に、そこで組合員の10分の8が合意したときのみ、ストライキが実行される（表1）。事実上はストライ

キを禁止しているのも同然である。

建設業を中心に多様な職種を束ねるため、会館は、創設幹部のベルナルやシュヴァリエのみに依存するのではなく、専従役員や常任委員会を新設し、組織構成の整備を図る。1914年執行部は、ジャン・カミュ（Jean Camus）書記長、デジレ・シュヴァリエ（Désiré Chevallier）会計、ルシアン・ベルナル代表の他、新設の専従役員にエドゥアール・デブルー（Edouard Debroux）を任命した。その後、常任委員会を設置するとともに、ベルナルは再び会長に返り咲き、1920年執行部は、ベルナル会長、シュヴァリエ会計、カミュ書記長、ピエール・ベル（Pierre Berroux）副会計、他4名の常任委員によって構成された⁴¹⁾。

4-2 犯罪者と労務供給下請機関—警視庁の言説から—

ところが、もうひとつ、自由労働会館を観察した記録がある。パリ警視庁の記録である⁴²⁾。複数の言説の齟齬からは、合法・非合法の境界域にある暴力的スト破りと労務供給機関という裏の顔が浮かび上がる。創始者ベルナルは、会館設立直前まで強盗や暴力事件で懲役を重ねてきた無職の犯罪者だった。スト破りのときも、労働総同盟に加盟する労働組合との紛争の有無を問われて、暴力行為を自ら認めている。「この闘いは、ときには暴力沙汰にもなり、さらに、発砲事件になることもあります」⁴³⁾。警視庁によれば、彼に資金援助を与えたのは、彼のスト破りとしてのこれまでの貢献と今後の活躍を見

40) 1920年6月22日受付登録原簿。Le register de la Bourse nationale du travail, reçu le 22 juin 1920 [CAC TR5007].

41) Note pour M.Bergeron, note émanant probablement des services de la Préfecture de la Seine, s.d. (vevs 1916-1920); Registre du Boure national du travail, reçue 22 juin 1920 [CAC TR5007].

42) Extrait d'une note de la Préfecture de Police sur la Société anonyme à capital variable "l'Avenir des Travailleurs Libres de France", 5, rue Cochin, Paris, 25 février, 1918, [CAC TR5007].

43) *La Réforme sociale*, 1-16 mai 1918, p.29.

込んだ建設諸産業者組合集団（のちのパリ建設連盟）だった。実は、パリ自由労働会館は、パリ建設連盟の御用組合として結成されたのである。会館は、問題企業にスト破り要員を動員する人夫供給者という性格も強かった。1917年に設立し、1918年に労務供給下請業者の疑いで警視庁の捜査を受けた「フランス自由労働者の未来」の試みは、それを象徴している。

警視庁は、労働総同盟系の赤旗組合を警戒し、彼らのストライキを厳しく監視していた⁴⁴⁾。ベルナルは、その労働総同盟に対抗しストライキを阻止しているのだが、彼の評判はそうした「貢献」だけでは覆いきれぬほど悪い。警視庁は、自由労働会館設立に至る彼の素行を調べ上げた上、逮捕歴の年月日まで詳述している。

警視庁の克明な言説では、ベルナルの過去は徴兵脱走、強盗、投獄、窃盗、判決無視、暴力事件と、社会経済学会の言説から浮かぶ人物像と大きく異なる。その前科は、アナーキストとしての心情と無縁であり、労使問題に真剣に関与した経験もない。日本において暴力団がスト破りに加入したのとまったく同じ意味で、純粋に素行の悪い犯罪者とみなして良い⁴⁵⁾。フランスのル・プレエ学派は、イギリスのチャールズ・ブースと並び、労働調査では大きな信頼があったが、少なくともスト破りの現場については、重大な見落としがあったように思われる。

ピエール＝ルシアン・ベルナルは、1869年12月8日、南仏アヴィニオンに近いヴォークリューズ県ボレーヌ生まれ。若い頃は自由労働

会館の創設時とは逆に、アナーキスト的発言で知られた。1890年に、ニースに駐留していた猟歩部隊を脱走しスイスに逃げ、そのままイタリア、イギリスと20代を海外で過ごした。1893年8月2日には、ロンドンで強盗罪により逮捕され、英国で3ヶ月の強制労働に服した。1894年2月6日にフランスに強制送還され、2人の共犯者とともに北西部ブルターニュのカンペール周辺で犯した窃盗罪を償うため、カンペールに連行された。そこで5年の禁固重労働と10年の居住制限を課される。懲役を終えたベルナルは、宣告された居住制限を無視して、1901年初頭にパリに上京するが、まもなくその脱走は発覚する。パリの自宅で逮捕され、同年8月26日に4ヶ月の禁固刑を受ける。この頃から、アナーキストとの関係は完全に断たれる。釈放後の1906年にも、暴力事件で15日の禁固刑を受けている。

その彼がスト破りに関わるのは、1909年にマルセイユで、盟友シュヴァリエとともに、「マルセイユ自由労働会館」を設立した40歳からである。そして、1911年にパリに来て、ついに「自由労働会館」を立ち上げる。この頃はスト破り以外に定職はなかったが、設立の翌年、収入が安定したためか、ジョゼフィーヌ・アリヌ・ル・ダルと結婚し、14歳の彼女の息子と家庭を築く。1918年に警察が残した記録としては、家主と喧嘩を始めて3年来、ドロミュ街のアパルトマンの年間家賃840フランを払わず居座っているという記載がある。これは、彼が同会館の会長を務め49歳になったときと同時並行に観察された裏事情である。

1916年には、セーヌ県立職業紹介所の労使調停委員会に、使用者側と同数の労働側委員へ立候補するべく県議会に申し出たのだが、県議会は満場一致でこの動議を退けた。県は自由労働会館について詳しい調査を実施し、1916年3月の県立職業紹介所の理事会で、前科者ベルナルを指導者に頂く不正な組織だというセリエ氏の声明が採択されて、立候補は却下された。

44) 警視庁による労働組合およびストライキの監視記録は、警視庁文書館と国立文書館に保管されている。Archives de la Préfecture de Police Ba.1. 160-444 ; Archives Nationales F7.12773-13930.

45) 現代日本で右翼・暴力団がスト破りに（あるときはガードマン会社に偽装して）介入した例は、1950年代の主婦と生活社や田原製作所、60-70年代の報知新聞社、本山製作所、光文社、書泉や那珂湊市役所などが、挙げられる。渡辺勉(M.J. レビット)『ユニオン・バスター』, p.451.

1917年、ベルナールは、土木一般会社である「フランス自由労働者の未来 (l'Avenir des Travailleurs Libres de France)」株式会社を自由労働会館内に設立した。資本金 4000 フランは、40 の株式に分割され、8 人の株主が 5 株ずつ保有した。さらに、各株主から持ち株の 10 分の 1 にあたる 50 フランを集め、合計 400 フランをフランス商工業振興一般協会に払い込んだ。取締役社長はベルナールである。この会社自身は、法律上、職業紹介に従事しないことになっているが、職業紹介所をもつ自由労働会館内に事務所を置くかぎり、現実には労務者斡旋に関与するだろうと警視庁は見ており、「おそらく真っ当な企業ではない」と記録している⁴⁶⁾。この企業の本当の目的は、通常の労働組合では無料で行われる職業紹介を商売化し、労働会館自らが人夫供給業者として土木企業の下請に食い込むことである可能性が高い。それは、諸労働組合ももっとも強く廃止を叫ぶ労務供給下請である。

4-3 ナショナリズムの大義—第一次世界大戦から国民労働会館へ—

自由労働会館の組織正当化の論理はナショナリズムであり、1918年に国民労働会館に改称する原動力となる。どんな労働組合にも、組織として統合を維持するためには、組織正当化の論理が必要である。会館は、たしかに他の「赤色」組合員には、「黄色 (Jaune)」「キツネ (Renard) = 裏切り者」と蔑まれ、エゴイズムをなじられるスト破り集団である。その指導者ベルナールも前科の多い犯罪者として半生を過ごした人物に他ならず、労働争議でも暴力行為を辞さない。しかし、ナショナリズムを掲げることにより、第一次世界大戦中の世論の一部を

味方につけた。この大義があつてこそ、赤色組合に対抗して一定数の労働者が恒常的に集まり、経営者からも求人申し込みを定期的に受け、社会経済学会のような知識人も活動を支援したのである。

このナショナリズムは2つの意味を持った。ひとつは、労働総同盟が荷担する国際労働運動—インターナショナル—の否定である。会館では、「純粋な職業的議論」以外は定款によって禁止されたが、それは労働総同盟の社会主義的な政治性を標的にしていた。「インターナショナルを倒せ！ フランス万歳！」というスローガンは彼らの志向性を象徴している。もうひとつは、愛国主義・総動員体制を大義にした、ストライキの否定である。「産業の利益、さらにはフランス全体の利益を考えれば、個別利害のために生産を阻害してはいけない」。彼らは、スト破りの現場でこの論理をしばしば使い、スト破り労働者を鼓舞し、逆にストライキを継続しようとする組織労働者を切り崩そうとした。

ナショナリズム・イデオロギーは、第1次世界大戦によって、産業全体に浸透する。とくに土木業界において、ナショナリズムは職業的な利害をもはらんでいた。なぜなら土木業は、国土建設の国策産業の性格を持っていたからである。建築物にせよ、インフラストラクチャーにせよ、政府・地方公共団体による発注は、建設土木業の中で大きな部分を占めた。土塁や港湾はもちろん、道路、運河、鉄道など、軍事的な意味を持つ工事も少なくない。業界団体の中でもたとえば土木業者組合は、公共事業を施工する経営者の組織であるため、早い時期からナショナリズム・イデオロギーを組織文化の支柱に組み入れた。

自由労働会館は、第1次世界大戦の前後、このナショナリズム・イデオロギーを組織正当化のために最大限利用する。疾病保険基金を徴兵された組合員への徴兵手当に転換し、戦場に送ってみせたことを強調するのも、その現れである。機関紙『組合の未来』も戦場に送られたという。

46) Extrait d'une note de la Préfecture de Police sur la Société anonyme à capital variable "l'Avenir des Travailleurs Libres de France", 5, rue Cochin, Paris, 25 février, 1918, p.3 [CAC TR5007].

表5 自由(国民)労働会館加盟組合の組合員数(1911-1919年)

産業	傘下組合	組合員数 (1911年)	組合員数 (1912年)	組合員数 (1919年)		
建設土木	土方・鋤夫・井戸掘人夫・線路敷設工・潜函工国民組合	600	4,580	4,316	56%	
	セーヌ県大工・左官・モルタル工・見習国民組合	272	2,458	2,842		
	建具工・同類職国民組合	—	—	1,673		
	セーヌ県建設塗装工・外壁工国民組合	—	—	1,420		
	セメント工・同類職国民組合	—	—	1,322		
	配管工・屋根葺工・トタン工国民組合	—	—	811		
	セーヌ県クレーン組立工・リベット工国民組合	—	—	613		
	セメント工国民組合	418	—	243		
	土木監督・現場監督・職工長国民組合	—	—	150		
金属	金属工国民組合	—	—	2,620	11%	
サービス	出版	出版工組合	—	—	3,500	15%
	歌手	フランスオペラ歌手組合	—	—	3,268	14%
	その他	従業員博愛連合(職業共済集団)	—	—	239	4%
		配色彩色工国民組合	—	—	213	
		セーヌ県パン職人国民組合	—	—	205	
		税務署・銀行従業員国民組合	—	—	147	
セーヌ県高級服飾労働者国民組合	—	—	140			
合計		—	—	23,722	100%	

出典：Registre de la Bourse Nationale du Travail, reçu le 22 juin 1920 [CAC TR5007] ; Registres du Syndicat National des Compagnons, maçons, plâtriers, limousinants et aides de la Saine, reçus les 20 décembre 1911, 3 mars 1913 et 23 juin 1920 [CAC TR5791(798)]; Registres du Syndicat National des Travailleurs des Ciments, reçus les 23 novembre 1912 et 23 juin 1920 [CAC TR5782(789)]より作成。

当初戦争に反対していた労働総同盟に対し、自由労働組合は積極的に戦争を支援し、軍需工事・工場への労務供給機関として活躍した。1916年には、通常の職業紹介3万人に加え、それと同数の3万人を軍需工事・工場に供給した。その内訳は、軍需工場の金属労働者に15,031人、軍隊地区の軍事工事のための土方に12,500人、石炭船のため沖仲士に6,000人だった(表6)。とくに軍需工事の土方は、100人を「労働隊」として、毎月10から20余の隊を送り出す組織的な動員だった。この新しい愛国アイデンティティの成功を見た自由労働会館は、戦後の1918年には国民労働会館に改称し、自由・独立の看板を国民に取り替え、より公式にナショ

ナリズムを宣言する。

徴兵中に軍隊を脱走し、海外を転々として犯罪者生活を送ったベルナル会長であったが、自由労働会館をイデオロギー的に補強する努力も怠りない。社会経済学会での講演会では、労働者師弟への教育法としてクラ(Kula)システム、労働組織の革新としてテイラー・システムとその発展形としてのルーアン(Rouan)システムを、自由労働会館に取り入れたいと講演している。会館が実際にそれらを実践したとは考えがたいが、こうした最新思想をベルナルおよびその支援者が、経営者や知識人、そして労働者に対する世論浸透に巧みに利用したことは疑いえない。講演会に参加したル・プレエ学

表6 自由（国民）労働会館職業紹介所の斡旋数（1916-1919年）

形態	産業	傘下組合	斡旋数 (1916年)	斡旋数 (1919年)	
通常 職業紹介	建設土木	土方	6,000	7,530	55%
		左官・モルタル工・レンガ工	3,540	4,523	
		塗装工	930	1,825	
		セメント工	872	851	
		錠前工	753	725	
		リベット工	630	215	
		大工	513	923	
	金属	未熟練労働者	4,300	3,223	33%
		機械仕上工	320	2,504	
		電気組立工・電気機械工	991	904	
		フライス盤工・鑽孔工・工具製作工・切削工・ 穿孔工・金属打出工	—	815	
		旋盤工	660	635	
	サービス	トラック運転手	632	—	12%
		農家	625	642	
		コンクリート屋	603	722	
		引越業者・ピアノ運送業者	576	428	
		木材伐出人	540		
		商店従業員・経理	457	545	
		合計		32,638	33,118
戦時雇用 (100名単位)	金属工・火夫		15,031	—	—
	土方・井戸掘り夫・鋤夫・施粋工・コンクリート工		12,500	—	
	石炭・船荷積下しの沖仲士・未熟練労働者		6,000	—	
	合計		33,531	—	
	合計		66,169	33,118	100%

出典：Statistique de placement et de recrutement pour l'année 1916, cit. in *La Réforme sociale*, 1-16 mai 1918, p. 285 ; Compte rendu de l'exercice 1919, Assemblée générale du 8 janvier 1920, p.4 [CAC TR5007]より作成。

派の重鎮たちは、そうしたベルナルらの主張に説得され、自由労働会館を理想的な組合だと賞賛している。この労働問題の専門家たちが、労働総同盟から攻撃はともかく、市や警視庁が指摘する不信をも等閑視して（あるいは無知のまま）、「国や市が、赤色組合には助成金を出しながら、自由労働会館に助成しないのはおかしい」と発言しているのは、会館のプロパガンダがいかに成功していたかを物語る。

4-4 自由（国民）労働会館の規模と労働者の構成

自由（国民）労働会館には、どのような労働者がどれくらい集まっていたのだろうか。まず、職種の構成を見て、次に人数の変化を考えてみよう。

会館では、建設業労働者の比率が常に過半数を超える。背景には、建設業界がもっとも不熟練労働者の集中する産業であることと、会館が

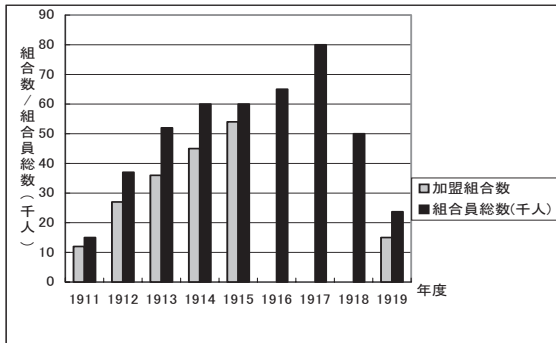


図5 自由労働会館の加盟組合数・組合員総数の推移 (1911-1919年)

出典：①1911-1917年の数値は *La Réforme sociale*, 1-16 mai 1918, p.283, ②1918年の数値は Extrait d'une note de la Préfecture de Police sur la Société anonyme à capital variable "l'Avenir des Travailleurs Libres de France", 5, rue Cochin, Paris, 25 février, 1918, p.4 [CAC TR5007], ③1919年の数値は Registre de la Bourse Nationale du Travail, reçu le 22 juin 1920 [CAC TR5007]から作成。

注記：史料は、①自己申告・自己発表、②警視庁記録、③自己申告・労働省記録（詳細内訳付）であるため、数値の信頼性は③、②、①の順で低くなる。とくに1917年の組合員8万人は過大であると疑われる。逆に警視庁は、1918年に組合費を支払い続ける組合員を最大200人と推定しているが、他に比べて極端に低い。ここでは仮に、かつての組合員数として記される5万人を取り上げている。

経営者団体のバリ建設連盟の肝いりで設立されたことがある。1919年の自己申告では、傘下組合は17で、総組合員数は2.4万人だった。内訳は土方・鉦夫・井戸堀工・線路敷設工・濬函工組合がもっとも大きく、次いで千人以上の組合が7つある（表5）。大きい順に、フランスオペレッタ歌手組合、出版業労働組合、セーヌ左官・石膏左官・荒石積工職人・見習国民組合、金属業国民組合、内装大工・同類職人国民組合、塗装工・外壁工国民組合、セメント工・同類国民組合である⁴⁷⁾。オペレッタ歌手組合と出版業組合を除けば、建設系組合の比率の高さは一貫している。

次に、職業紹介所での就職の斡旋数と職種の構成を見ておこう（表6）。1916年と1919年

の最大の違いは戦時雇用である。通常紹介数が、1916-1919年で3.2-3.3万人とほぼ一定であるのに対し、1916年はそれと同数の戦時雇用があったため、1916年の紹介数は1919年の倍である。会館はスト破りに止まらず、軍需工場、港湾労働、土方などに、100人単位のチームを組んで、労働者を派遣したのである。職業構成は建設業が主であり、1919年の組合構成と人数分布がある程度相似している。1916年では建設土木が過半数を占め、土方、左官、未熟練労働者の3つが、雇用数千人を超える業種である⁴⁸⁾。1919年も土方と左官がやはりもっとも多く、工場労働者、機械部品仕上工・組立工が雇用数千人を超える⁴⁹⁾。サービス業と金属業の比重が逆転して、金属業労働者が3割を越すことが、職種構成上の相違点である。傘下組合の従事するサービス業が、出版や歌手などホワイトカラーの強い職種であるのに対し、紹介所で斡旋されるサービス業は、運搬業者や農家・樵などブルーカラーのものが目立ち、人数が少ない。

組合員数の統計は、組合自身、警視庁、労働省の記録の間で大きな齟齬があり、むしろ会館の持つ性格の重層性をむしろ浮き彫り

47) 規模が大きい順に、Syndicat national des ouvriers terrassiers, mineurs, puisatiers, poseurs de rails et tubistes, Syndicat des artistes lyriques de France, Syndicat ouvrier des industries du livres, Syndicat national des compagnons maçons, plâtriers, limousinants et aides de la Seine, Syndicat national de la métallurgie, Syndicat national des compagnons menuisiers et parties similaires, Syndicat national compagnons peintres en bâtiment et ravauteurs de la Seine, Syndicat national des cimentiers et parties similaires.

48) Statistique de placement et de recrutement pour l'année 1916, cit. in *La Réforme sociale*, 1-16 mai 1918, p. 285.

49) Compte rendu de l'exerce 1919, Assemblée générale du 8 janvier 1920, p.4 [CAC TR5007].

にする（図5）。第1に、社会経済学会での1918年の講演によれば、1911年に12組合、1.5万人の組合員で開始し、その後、第1次世界大戦前の1915年には45組合、6万人に4倍増となり、戦後の1917年には8万人になったと述べている⁵⁰。他方、第2に警視庁は、1918年に、第一次世界大戦前の組合員5万人に比べ、戦後も組合費を払い続けているのは多くて200人と推計をしている⁵¹。第3に、1919年の労働省登録原簿では、所属組合15、構成員2.4万人と自己申告している⁵²。これは、組合が労働省に自己申告したものであるが、詳細な傘下組合の内訳を記している分、1911-1917年の数値より信頼性がより高い。

スト破り組合によらず、組合規模や組合装置に関して組合自身による言説は、プロパガンダと区別できる客観指標で裏付けないかぎり、信頼できない。労働省の記録する数値も、組合の自己申告に基づくかぎり、慎重な検討が必要である。警視庁の記録も、組合当事者と比べれば数値操作の可能性は低いにせよ、過度に小さな数字は鵜呑みにできない。

しかし、組合が第一次世界大戦を機会に急激に成長したことは、機関紙の活発な定期刊行で裏付けられる。自由労働会館の設立と同時に、セーヌ自由組合職業連合の機関紙『組合の未来 (*L'Avenir syndical*)』を創刊し⁵³、ベルナルとシュヴァリエは、その経営のために合弁会社を設立している⁵⁴。当初は隔月刊であり、一時は予算と購読者の不足のため刊行が中断し

たが、第1次世界大戦後には週刊化した⁵⁵。1919年7月31日号がすでに158号を数えていることから逆算すれば、1916年頃に週刊化が行われたことになる⁵⁶。機関紙が週刊化されるということは、新聞編集に専念する専従の編集員と、何よりも、その給料分を含めた豊富な財源を持つことの証左である。

第一次世界大戦後の組合員数は、いずれにせよ減少傾向にある。職業紹介所の斡旋数も、労働省記録によれば戦後は戦時雇用3.3万人分が消えたため、1916年の6.6万人が1919年には3.3万人に半減する。ただし、衰退期とはいえ、1916-1919年に週刊化された機関紙が戦後もどうか号数が継続していることから考えると、組合員が1917年の8万人（自己申告）から1919年の2.3万人（労働省への自己申告）に激減したのは不自然である。1917年で8万人という右肩上がりの統計自体がプロパガンダとして水増しされており、実態は警視庁の指摘の通り、ピーク時も5万人程度だった可能性が高い。職業紹介の斡旋数が1916-1919年で半減したことから考えて、1919年の組合員は、労働省記録の通り、ピーク5万人の半分の2.3万人で妥当と思われる。労働省記録は、組合側からの自己申請であるが、傘下団体組合の内訳を含め、1桁の端数をもつ詳細な数値となっているので、信頼性が比較的高い。

さらに注目すべきは、労働省記録で組合員数2.3万人と申告される一方、警視庁が1918年時点で最大200人しか組合費を払い続けていないと指摘していることである。組合員とされる数万人のうち、組合費を払い続ける正規組合員が100分の1に過ぎないならば、この組合は通常の労働組合とは異なる機能を持っていた可能性がある。たとえば、1919年の建設土木業系の組合員数は、1916-1919年の建設土木業系の職業紹介数である約1.7万人とほぼ一致する。

50) *La Réforme sociale*, 1-16 mai 1918, p.283.

51) Extrait d'une note de la Préfecture de Police sur la Société anonyme à capital variable "l'Avenir des Travailleurs Libres de France", 5, rue Cochin, Paris, 25 février, 1918, p.3 [CAC TR5007].

52) Registre de la Bourse Nationale du Travail, reçu le 22 juin 1920 [CAC TR5007].

53) *L'Avenir Syndical*, 9^e année, No.158, jeudi 31 juillet 1919 [CAC TR5007].

54) Extrait d'une note ..., *op. cit.*, p.4.

55) *La Réforme sociale*, 1-16 mai 1918, p.278.

56) *L'Avenir syndical*, jeudi 31 juillet 1919.

組合員数が実数である一方、斡旋数が延べ人数であることを考え合わせれば、会館内の職業紹介所を通じてスト破りに参加した者をそのまま、会館の「組合員」に換算していたと考えても無理はない。たとえば、建設土木業では未熟練労働者にも雇用があるため、職業紹介をした時点で加盟届に署名させ、組合費を半強制的に徴収すれば、組合員数も形式的には整い、機関紙を維持するだけの財政も潤う、ストライキが終わり就職斡旋もなくなれば、自然に組合費の支払いも停止する。組合費を払い続けられない組合員がかくも多い理由も、こうした仮説ならば説明できる。したがって自由労働会館のとくに建設土木系組合は、必ずしも恒常的な組織ではなく、ごく純粋な意味で職業紹介機関—さらに言えば、スト破りの人夫供給機関に過ぎなかったと考えるのが合理的である。

スト破り組合=自由労働会館は、穩健労働組合の表の顔、労務供給業者の裏の顔に加え、ナショナリズムの愛国者の3つの要素により、1911年から1920年にかけて建設土木業界で一定位置を占めた。1911年のパリ建設連盟によるベルナルへの資金提供はひとつの成功を取めたのである。しかし、国民労働会館の史料は、1920年6月22日の労働省登録をもって消える。その後、労働省が記録を紛失したのか、会館は登録を止めたのか、それとも会館が消滅したのか、確認する方法はない。少なくとも言えることは、自由労働会館のような半犯罪者による直接的形態でのスト破り組織は、フランス労働史において過渡的な存在であり、戦間期・戦後期を含めてその後、暴力的スト破り行為が注目を集めるような局面が二度となかったことである。

5. スト破り組合の衰退と新しい中間的団体の台頭 (1919-1929年)

1884年に労働組合が認められてから労働争議が頻発したため、1898年頃から労使関係の緩衝材として労使混合組合やスト破り組合が模

索された。しかし、第1次世界大戦を経てそれらの初期的組織は消滅し、1919年頃から現在につながる新たな中間的団体が現れる。とくに1919-1920年には、現在も存続する技手・技術者・ホワイトカラーの組合が集中的に結成された(表7, 8)。

5-1 衰退するスト破り組合：改良主義組合 (1919-1929年)

1919年設立の改良主義組合は、1929年までの10年のみ存在が確認できる。組合の目的を労働者解放としながら、「それは国家の一般利益の範囲内」で国家利益に「組合も連帯している」と限定をつけ、「すべての形の暴力を捨てる」と宣言していることから、スト破り組合、あるいは少なくとも労使協調組合と思われる(定款第3条)⁵⁷⁾。兵士義援金の制度を持つ点も自由(国民)労働会館と類似しているが、外国人労働者の加入を1割に限定している国粋性は、開かれた加入資格の労働総同盟との大きな違いである(表8)。

しかし、労働総同盟が、イデオロギー対立により1921年から1936年まで労働総同盟(CGT)と労働総同盟統一派(CGTU)の2つに分裂し弱体化した環境では、労働争議で自由労働会館のような犯罪者上がりのスト破りはもはや不要になった。資料のある10年間で判断する限り、1925年を山とした衰退傾向が見られ、組合員数は1925年から1929年で半分以下に減少している(表7)。

組織基盤の不安定さは、本部の頻繁な移転にも見られる。労働組合は地域的基盤に根ざすため、労働者地区や行政・経営の近接地など、本部の立地には一定の必然性があるものである(図2)。が、この組合だけは10年のうち3回移転する中で、学生街、労働者地区、住宅街と、

57) Status du Syndicat réformiste des maçons et parties similaires de la Seine, reçus le 25 avril 1930, 4p. [CAC TR5793(800)].

表7 新しい中間的団体の設立年・上部団体・組合員数

上部団体名 (設立年)	フランス改良主義組合一般連合 (1919)			フランスキリスト教労働者同盟 (1919)	工商農技手連 合組合 (1919)	フランス同職 組合連合(n.d.)
組合名 (設立年)	セーヌ県左官・ 同類職改良主 義組合 (1919)	セメント工改 良主義組合 (1919)	塗装工改良主 義組合 (1919)	建設職業組合 (1910)	建設土木職工 長・技手職業 組合 (1923)	建設従業員 (1925)
1919年	920	277	340	215	—	—
1923年	—	—	—	—	238	—
1925年	1,420	2,600	440	—	258	—
1929年	380	1149	180	183	—	—
1935年	—	—	—	322	—	—
1936年	—	—	—	1,832	—	—
備考	1919年, 1925年, 1936年でVI区, XII区, X区と本部移転。			1911年: 37人 1913年: 87人		建設労働者 (1925)も同時 に設立。

出典: Registres du Syndicat réformiste des maçons et parties similaires de la Seine, reçus les 3 juin 1920, 30 décembre 1925 et 10 janvier 1930 [CAC TR5793(800)]; Registres du Syndicat réformiste des cimentiers maçons d'art de la Seine, reçus les 3 juin 1920, 30 décembre 1925, 3 juin 1920, 30 décembre 1925 et 10 janvier 1930 [CAC TR 5782(789)]; Registres du Syndicat réformiste des peintres et parties similaires de la Seine, reçus les 3 juin 1920, 30 décembre 1925 et 10 janvier 1930 [CAC TR5793(800)]; Registres du Syndicat professionnel du bâtiment, reçus les 28 mai 1912, 20 janvier 1914, 30 juillet 1920 et 10 janvier 1930 [CAC TR5506(510)]; Registres du Syndicat professionnel des maîtres d'oeuvre et techniciens de la construction & travaux publics, reçus les 19 juillet 1924 et 11 décembre 1925 [CAC TR5519(523)]; Registre des Employés du bâtiment, reçu le 21 octobre 1926 [CAC TR5779(786)]より作成。

立地に統一性がなく、地域の基盤が脆弱であると考えられる。現在の労働省文書において、改良主義組合はすでに「解散された組合」のファイルに収納されており、再び歴史の場に現れることはない。

また、新型組織の台頭により、職人組合のような伝統的な労使混合型組織も存在感を失った。が、一部には企業組織に姿を変えるものすらあった。建設友愛連合:左官・セメント工・石膏工協同組合 (Union fraternelle du bâtiment : Association cooperative des ouvriers maçons, cimentiers, plâtriers) は、伝統的な職人組合との相似点が多い。たとえば、職人組合に似て親方・職人・徒弟に準じた階層性を持ち、徒弟を排除した正組合員の総会で決議を行い、建設業孤児院のような慈善共済活動を行っている

(表8)。しかし、組織形態はもはや伝統的な職人組織ではなく、可変資本公司として活動している⁵⁸⁾。

5-2 成長する穏健派組合:キリスト教組合 (1919-)

建設職業組合 (Syndicat professionnel du bâtiment) は1912年、キリスト教労働者組合同盟 (CFTC : Confédération française des

58) Status déposés au rang des minutes de Me Maciet, notaire à Paris, le 24 février [Archives du Monde du Travail (Roubaix) : 65AQ Sb 2294]. ルーベ労働文書館 (国立文書館分館) 企業史料。1916年に設立された消費組合の協同者連合 (Union des coopérateurs) も、可変資本公司として活動している。Le Coopérateur de l'U.D.C., No.1, 14 janvier 1926 [CAC 14ASP525].

表8 新しい中間的団体

団体名	目的	組合員資格	組合費	サービス	特記事項
フランス改良主義組合一般連合：セーヌ県左官・同類職改良主義組合 (1919-1925)	1. 国家の一般利益の範囲内での労働者の解放, 2. 暴力の放棄と合法的手段による職業的利益の保護, 3. 政治・哲学・宗教的な中立性	年齢・性別・国籍によらぬ全労働者 (外国人はフランス人の1割まで)	入会金2フラン, 月会費4フラン	職業紹介所, 職業図書室, 疾病保険, 機関紙, 兵士義援金, 妊婦連帯金	
フランスキリスト教労働者同盟：建設職業組合 (1910)	1. 組合員の職業的経済的利益の検討・保護, 2. 情報案内所と職業紹介所, 3. 組合員の職業的価値の向上, 4. 共済組合・互助会・失業保険	1. 建設業に関連する職業の労働者, 2. フランス人, 明白にカトリック信者, かつ16歳以上, 3. 定款・規約の遵守, 4. 組合員2人以上の推薦, 5. 組合費の支払い, 6. 16歳以下は見習制度 (選挙権・被選挙権なし)	入会金2フラン, 月会費1.5フラン。見習は入会金0.5フラン, 月組合費0.25フラン。	職業紹介所, 職業講座, 失業対策	
フランス同職組合連合：建設従業員 (1925)	1. 組合員の職業利益の保護, 2. 雇用の斡旋, 3. 職業教育の発展, 4. 失業・死亡・身体障害・老齢保険	1. 建設業経験1年以上, 2. フランス人, 3. 18歳以上, 4. 加盟1年以上の組合員2名の紹介	月2フラン	職業図書室, 機関紙	
工商農技手連合組合：建設土木職工長・技手職業組合 (1924)	1. 集団・個人の物質・精神的利益の保護, 2. 社会経済組織に関する技術的問題の研究, 3. 工商農技手連合組合への代表派遣 (2条)	建設土木業の建築家, 技術者, 監督, 責任者すべて (5条)	入会金10フラン, 月組合費別記	職業紹介所, 職業図書室, 職業講座, 協同組合, 機関紙	
建設友愛連合 (1920)	左官・石膏左官・セメント・同類の全工事の一般企業 (4条)	(出資者) 企業に従事する恒常的職業を持ち, 理事会, 次いで総会で承認されること (14条)	資本金2500フランのうち1株50フラン (6条)	連帯保険 (caisse de solidarité), 建設業孤児院	利益の分配：配当金20%, 投資金15%, 労賃40%, 保険17%, 準備金5%, 建設業孤児院2%, 宣伝1% (45条)

出典：Status du Syndicat réformiste des maçons et parties similaires de la Seine, reçus le 25 avril 1930, 4p. [CAC TR5793(800)] ; Status du Syndicat réformiste des cimentiers maçons d'art de la Seine, reçus le 30 décembre 1925, 4p. [CAC TR 5782(789)] ; Status du Syndicat professionnel du bâtiment, reçus les 10 janvier 1913 et 1er avril 1921, 8p. [CAC TR5506(510)] ; Status du Syndicat professionnel des maîtres d'oeuvre et techniciens de la construction & travaux publics, recus le 19 juillet 1924, 4p. [CAC TR5519 (523)] ; Status des Employés du bâtiment, reçus le 21 octobre 1926, 2p. [CAC TR5779(786)], Status déposé au rang des minutes de Me Maciet, notaire à Paris, le 24 février [Archives du Monde du Travail (Roubaix) : 65AQ Sb 2294]より作成。団体名のカッコ内は出典史料の年度, 目的・組合員資格・組合費・特記事項のカッコ内は定款条項。

syndicats des travailleurs chrétiens) は1919年に設立される⁵⁹⁾。この組合は、職歴、フランス国籍、キリスト教信仰、16歳以上の年齢、紹介者2名を要求し、加入条件が厳しい(表8)。CFTCは、ホワイトカラー、とくに鉄道、繊維、公務員などで、穏健派労働者に支持を伸ばしたが、こうした「中間層」の組合は労働総同盟とは対照的に、むしろかつての職人組合にも似た保守的な組織文化を持つ。建設職業組合は1935年から1936年にかけて組合員を急増させたが(表7)、上部団体のCFTCも、労働総同盟の2分裂を横に、1932年には15万人もの「第二の」組合同盟に成長した。CFTCは、労働総同盟とは一線を画する穏健派であるが、スト破り組合ではなく団体交渉を行うこともあり、1964年にCFDTに改組して、現在に至る。

5-3 重要性を増す技手・技術者とホワイトカラー(1919年-)

技手(Technicien)、職工長(Agent de maîtrise)やホワイトカラーは、経営者でも単純労働者でもない点で、「中間層」を代表する職種とされる⁶⁰⁾。背景には、鉄筋コンクリート等の導入が技術革新に対応した技手・下層技術者を必要としたこと、また建設土木企業も、職人集団から大企業に成長することにより、設計・経理・事務を含むホワイトカラーが増大したことがある。

キリスト教技術者社会連合(USIC: Union sociale des ingenieurs chrétiens)は1885年、工商農技手組合(USTICA: Union syndicale des techniciens de l'industrie, du commerce et de l'agriculture)は1919年、フランス技

術者組合連合(USIF: Union des syndicats d'ingenieurs français)は1920年の設立である。工商農技手組合の場合、加入条件は「建築家・技術者・監督・責任者」と職種が高位に設定してあるが、職歴・国籍・年齢・紹介などの厳密な条件を求めておらず、思想傾向でも組織形態でも労働総同盟に近いことが分かる(表8)⁶¹⁾。他方、1925年に設立された建設従業員(Employés du bâtiment)は、建設業の登録簿で確認できた唯一のホワイトカラー組合である⁶²⁾。職業経験1年、フランス国籍、年齢18歳、紹介者2名と厳しい加入条件を要求する点で、キリスト教組合など他の中間的団体を上回る、より保守的な組織文化を持つ(表8)。

技術者組合は、その後も労使関係の第3極として成長し、キリスト教教師組合はキリスト教幹部経営者運動(MCC: Mouvement chrétien des cadres et des dirigeants)に、フランス技術者組合連合は、「中間層」の利害を代表するフランス幹部同盟=幹部総同盟(CFE-CGC: Confédération française de l'encadrement - Confédération général des cadres)に合流し、現在に至る⁶³⁾。

59) Statuts du Syndicat professionnel du bâtiment, reçu le 10 janvier 1913; Registres du Syndicat professionnel du bâtiment, reçu les 23 mai 1912, 10 janvier 1913, 30 juillet 1920, 10 janvier 1930 [CAC TR5506(510)].

60) Patrick Fridenson, 《Le Mouvement Social》, in Andre Burguiere, ed., *Histoire de la France*, Paris: Seuil, 1993, pp.418-419.

61) Status du Syndicat professionnel des maîtres d'oeuvre et techniciens de la construction & travaux publics, reçus le 19 juillet 1924, 4p. [CAC TR5519 (523)].

62) この組合は登録簿では「解散された組合」に分類されており、必ずしもホワイトカラー組合を代表するとは言えないが、一事例として参照に値する。また、上部団体のフランス同職組合連合(Union des Corporations Françaises)は、加盟2組合が1925年設立と新しいことから考え、かつての同職組合と連続性があるとは思えない。Registre des Employés du bâtiment, reçu le 21 octobre 1926 [CAC TR5779 (786)].

63) 松田紀子「フランスにおける技術教育と産業一戦間期のエンジニア・タイトル問題をてがかりに」社会経済史学会大会報告, 1999年.; Patrick Fridenson, 《Le Mouvement Social》, *op.cit.*, pp.418-419。「中間層」の定義を含めた「新しい中間的団体」の詳細分析は、本稿の対象領域を超えるが今後の重要課題である。

6. おわりに

スト破り組合は、従来の労働史研究において方法と史料の欠如もあり、疎まれ正当な評価をされていなかった。しかし、スト破り組合は3つの意味で重要である。

第1に、スト破り活動の盛衰は、労働組合活動の伸張とコインの表裏をなした。労働総同盟の肥大とストライキの増加とともに規模と暴力性を増した。第一次世界大戦の戦時下でナショナリズムと結びつくことにより最盛期を迎えた。が、労働総同盟がイデオロギー対立により分裂した1921年以降は、過激化するストライキに犯罪者上がりが実力行使で対抗する粗暴な時代は去り、スト破り組合も衰退を余儀なくされた。第2に、従来の労働史は騒動期のイデオロギー対立・労働争議・分裂合併に注目してきた。が、むしろ平常期について各構成組織の構造変遷と組織間関係に注目すると、経営者 vs 労働者、資本主義 vs 組合主義といった二元構造には止まらぬ第三極と、それを交えた多元構造を認めざるをえない。スト破り組合は、経営者側の御用組合という側面も持つが、労働総同盟に対する批判層の受け皿となり、とくに戦時下に労働者の一部を糾合した点では労働界の一角を成した。20世紀初頭において労働総同盟に組織さ

れた労働者はむしろ少数者であり、労働界はその後も、深刻な組織率に悩む現時点まで現代史を一貫して、常に多様性を持っていたのである。

第3に、スト破り組合は、経営者団体でも純粋な労働組合でもない「中間的団体」の先駆的存在であった。20世紀初頭の労働組合生成期では、激化する労使対立を解決する労使関係として、経営者の肝煎りでストライキを潰すスト破り組合や、職人組合の伝統を引く労使混合型組合などが模索された。しかし、1919年以降の戦間期には、スト破り組合や労使混合型組合の劣勢は明らかとなり、技手・技術者・ホワイトカラー・キリスト教など、「中間層」を基盤とした新しい中間的団体が一斉に設立された。スト破り組合は、経営者に近い機会主義的組織だったため、必ずしも自立した第三極ということとはできない。そのため、こうした「中間層」団体の台頭以降、労働組合運動への直接的対抗を存在意義としたスト破り組合は、その歴史的役割を終えた。が、労働総同盟のサンディカリズムから距離を置く労使協調主義が、新しい中間的団体にも共有されたことを考えれば、20世紀初頭のスト破り組合こそ、現代労使関係に至る多元構造の起源をなしたと言える。

スト破りという小さな物語 (microhistoria) から大きな構造が見えるのである。

